

写

事務連絡
平成 22 年 10 月 8 日

(団体名) 御中

厚生労働省医政局総務課

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者に対する注意喚起について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管・高齢保健福祉・介護保険主管課（室）宛てに、厚生労働省医政局総務課並びに老健局高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名の事務連絡を発出したところです。

つきましては、同種事故の発生防止を図る観点から、貴団体からも傘下の医療機関等に対する周知徹底方よろしくお願ひいたします。周知を行うに当たっては、別添中「医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起のお願い」（平成 22 年 10 月 8 日消政調第 110 号消費者庁政策調整課長通知）について、特に御留意頂きますようお願ひいたします。

事務連絡
平成 22 年 10 月 8 日

各 都道府県 衛生主管課（室）
高齢者保健福祉主管課（室）
介護保険主管課（室） 殿

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省老健局老人保健課

医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者に対する注意喚起について

標記について、消費者庁消費者安全課より別添1のとおり各都道府県・政令指定都市消費者担当課並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費者センター宛てに通知され、消費者への周知及び注意喚起についてお願ひしているところです。

標記に関しては、これまで厚生労働省及び経済産業省を通じて、製造事業者等から注意喚起も含めて、事故防止のための適切な対応等の実施等についてお願いしているところですが、医療機関並びに介護保険指定事業者及び老人福祉施設等においても消費者保護のために、手すりに関連した事故の発生防止を図る観点から、また、消費者庁消費者安全課からも別添2のとおり注意喚起の依頼があったことから、当該施設に対する注意喚起が必要となっています。

つきましては、各都道府県衛生主管課（室）、高齢者保健福祉主管課（室）及び介護保険主管課（室）におかれでは、消費者担当部局との連携の下、管内市区町村並びに医療機関及び介護保険指定事業者、老人福祉施設等に対し、周知徹底方よろしくお願ひいたします。

なお、別途関係団体（別添3）に通知している旨申し添えます。

<別添1>

事務連絡
平成22年10月1日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課殿
独立行政法人国民生活センター・各消費生活センター殿

消費者庁消費者安全課

介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足
などを挟む事故等に係る注意喚起について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

本年9月6日に、介護ベッド用手すりで外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入り、重傷を負う事故が発生しました。

事故の原因については現在、調査中ですが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約15cm、横が約34cmのすき間がある構造でした。

そのため、同社は不意の動作により頭や首、手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していました。

しかしながら、事故が発生した施設では、同社からの数度の連絡及び直接の文書の手渡しにもかかわらず、すき間を埋めるための簡易部品の入手をしていませんでした。

パラマウントベッド株式会社が製造した介護ベッド用手すりでは、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度の施行(平成19年5月)から、これまでに7件(死亡2件、重傷5件(うち、本件事故と同様な内容の重傷事故1件を含む。))発生しています。

また、同社以外の製品を含む介護ベッド用手すり全体では、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、これまでに計37件(死亡15件、重傷22件)発生しています。

消費者庁としては、同種事故の発生防止を図る観点から、介護ベッド用手すりの使用に係る注意点について、消費者の注意を喚起する必要があると認めますので、下記の事項について、消費者への周知及び注意の喚起をしていただきますようお願いいたします。

都道府県消費者行政担当課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

記

介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る注意喚起について

1. 事故事象及び再発防止策について

本年9月6日に、介護ベッド用手すりで外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入り、重傷を負う事故が発生しました。

事故の原因については現在、調査中ですが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約15cm、横が約34cmのすき間がある構造でした。

そのため、同社は不意の動作により頭や首、手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していました。

しかしながら、事故が発生した施設では、同社からの数度の連絡及び直接の文書の手渡しにもかかわらず、すき間を埋めるための簡易部品の入手をしていませんでした。

パラマウントベッド株式会社が製造した介護ベッド用手すりでは、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度の施行（平成19年5月）から、これまでに7件（死亡2件、重傷5件（うち、本件事故と同様な内容の重傷事故1件を含む。））発生しています。また、同社以外の製品を含む介護ベッド用手すり全体では、手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等が、これまでに計37件（死亡15件、重傷22件）発生しています。

日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会においては介護ベッド用手すり等による事故等についての注意喚起及び安全使用の情報の普及をチラシやホームページ等を使用して両会及び会員事業者共同で実施するとともに、全国の福祉用具貸与事業者、居宅介護支援事業所を通じて利用者に伝達する取組みを行っています。

事故事象

管理番号	A201000531
事故発生日	平成22年9月6日
報告受理日	平成22年9月21日
機種・型式	KA-089
事業者名	パラマウントベッド株式会社
被害状況	重傷1名
事故発生都道府県	神奈川県

事故内容	<p>施設で当該製品の外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入った状態で発見され、骨折と診断された。</p> <p>事故の原因については現在、調査中であるが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約15cm、横が約34cmのすき間がある構造であった。そのため、同社は不意の動作により頭や手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していた。製造事業者は無償配布の案内を当該施設に対して度々行っていたが、施設では簡易部品の入手を行っていなかった。</p> <p>なお、当該製品は、製造・出荷時の日本工業規格（JIS）に適合している。</p>
------	---

(日本福祉用具・生活支援用具協会)

ホームページ：<http://www.jaspa.gr.jp/news/080205.pdf>

(医療・介護ベッド安全普及協議会)

ホームページ：<http://www.bed-anzen.org/>

2. 消費者への注意喚起

介護ベッド用手すりにおいては、従来から、手すりの内側のすき間やベッドとの間に生じる外側のすき間に身体の一部を挟み込む等の重大な事故が発生しています。

介護ベッド用手すりは、製品の性質上、身体に関わる全ての挟み込みリスクをゼロにすることは困難な状況です。同様の製品の利用者及び利用者を介護する方は、取扱説明書安全使用マニュアル（医療・介護ベッド安全普及協議会編集）等に記載されている注意事項を今一度、確認して、挟み込みのリスクを認識し、正しく使用してください。

また、平成21年3月に介護ベッドの日本工業規格（JIS）が改正され、頭部や首の挟み込み事故を防ぐためのすき間の基準強化が図られています。安全のため、可能な限り改正されたJISに対応した製品を御使用ください。

特に、介護ベッド上で予測できない行動をとる可能性がある利用者や、自力で危ない状態から回避することができない利用者には、介護される方において、事業者の配布する簡易部品を入手されるなどすき間を埋めることで事故を防止するための工夫をしてください。

各製造事業者は、すき間を埋めるための部品を配布しています。すき間に頭部などが入り込むおそれのある製品を使用している場合は速やかに製造事業者に連絡し、簡易部品を入手した上で、必ず取付けて使用してください。その他、

製品の使用に際して、不具合や不安等がある場合には、製造事業者又販売事業者等に相談してください。

医療・介護ベッド安全普及協議会 会員企業

・シーホネンス株式会社

電話 : 0120-20-1001

ホームページ : <http://www.seahonence.co.jp/>

・パラマウントベッド株式会社

電話 : 0120-36-4803

ホームページ : <http://www.paramount.co.jp/>

・株式会社プラツツ

電話 : 0120-77-3433

ホームページ : <http://www.platz-ltd.co.jp/>

・フランスベッド株式会社

電話 : 0120-39-2824

ホームページ : <http://www.francebed.co.jp/>

・株式会社モルテン

電話 : 03-3625-8510

ホームページ : <http://www.molten.co.jp/health>

・株式会社ランダルコーポレーション

電話 : 048-475-3662

ホームページ : <http://www.lundal.co.jp/>

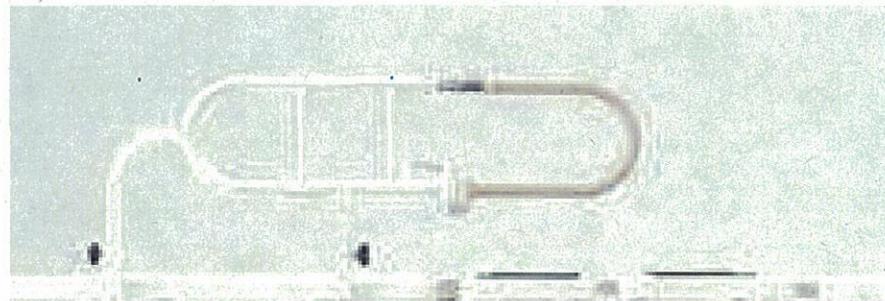
【本件に係る連絡先】

消費者庁消費者安全課 担当：中嶋、服部

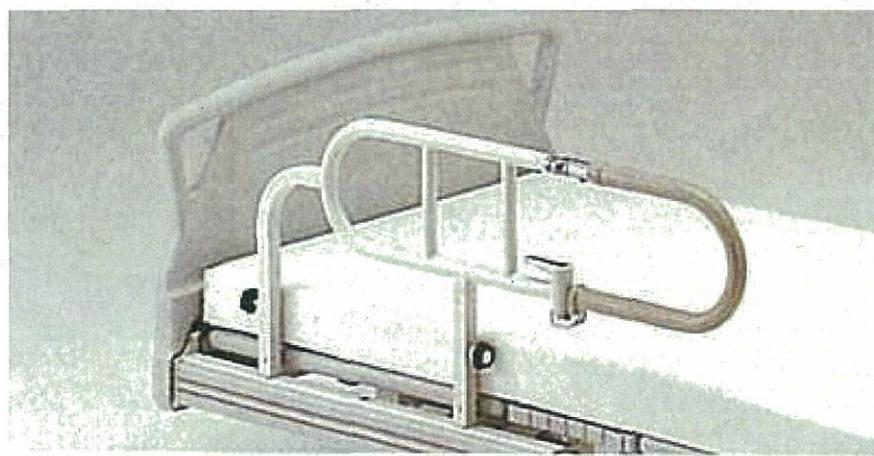
電話：03-3507-8800（大代表） 内線2266

介護ベッド用手すり（管理番号：A201000531）

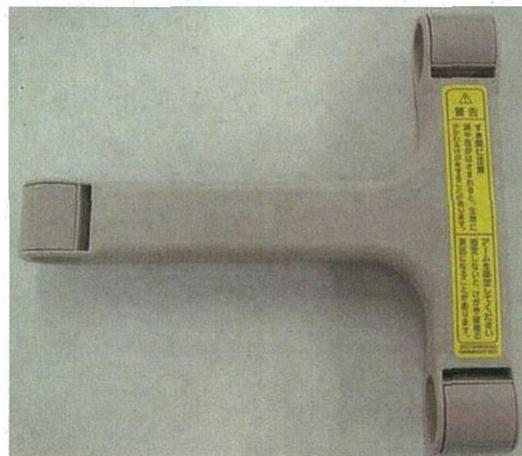
（製品本体）



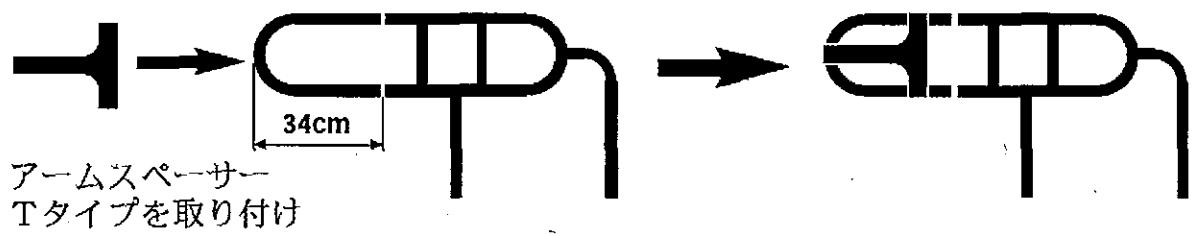
（ベッドへの取り付け図）



（すき間を埋めるためのT字型簡易部品）



(簡易部品の装着後の図)



(平成21年のJIS規格改訂後の製品)



保存版

介護ベッド ここが危ない!!

あなたの介護ベッドに危険なすき間が潜んでいる?



ご注意!

誤使用や想定外の使い方により介護ベッドの事故が増加しています。

今すぐ確認と対策を!

発行

医療・介護ベッド安全普及協議会